新株予約権募集事項の公告

平成21年11月17日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行について決議したので、会社法第240条第２項および第３項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

平成21年11月18日

東京都港区北青山三丁目３番５号東京建物青山ビル３階
ＫＮＴＶ株式会社
代表取締役　沼倉　重夫

記

１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式　　3,500株（新株予約権１個当たりの目的となる株式数500株）。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

２．発行総数　７個

３．発行価額　245,000円（１個当たり35,000円）

４．払込期日　平成21年12月10日

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個につき金７万円

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が行使価格を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新株発行による増加株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整が必要な揚合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

６．新株予約権の行使期間

平成21年12月10日から平成24年12月９日まで

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ii)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

８．新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）

(i)　各新株予約権の一部行使はできることとする。

(ii)　当社及び後記各割当先間の平成21年11月10日付けの各社債引受契約書に基づき当社に対し所定の各社債金額全額の払込みがなされなかった場合、何人も本新株予約権の行使はできないものとする。

(iii)　その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と割当先との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

９．合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(ii)　交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(iii)　交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(iv)　交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記５．に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。